

おとカワやまとプロジェクト メンバー規約

(名称)

第1条 本会は、おとカワやまとプロジェクト と称する。

(事務局)

第2条 本会の事務局は、神奈川県大和市桜森 2-15-24 に置く。

(目的)

第3条 本会は、魅力溢れる「おとなカワイイ(おとカワ)」街づくりを提案し、女性が美しくしなやかに、楽しく軽やかに、暮らし・はたらき・学び・遊べる街として、大和市を広く発信することを目的とする。

(会員)

第4条 本会は以下に定める条件を満たす者を会員(メンバー)とする。

- (1)本会の目的に賛同した者。
- (2)大和市近郊に在勤・在住、または大和市に縁がある者
- (3)18歳以上

(入会)

第5条 メンバーとして入会しようとする者は、入会申込書を提出し、運営メンバーの承認を得るものとする。

(会費)

第6条 メンバーは、以下に定める会費を納入しなければならない。

- (1)年会費 10,000 円

(更新・退会)

第7条 メンバー資格は1年ごとの自動更新とする。

2. メンバーは、事務局に通知することによって、任意に退会することができる。
3. メンバーが、次の各号のいずれかに該当するときは、会員資格をただちに無効とする。

- (1)本規約に違反した場合
- (2)事務局が指定した期日までに、理由なく会費を納入しない場合
- (3)その他、事務局がメンバーに不適切と判断した場合

(禁止事項)

第8条 メンバーは下記に定める行為を行ってはならない

- (1)会員資格および会員特典の譲渡・転売
- (2)本会および、メンバー個人とメンバーが運営する店舗・会社などへの誹謗中傷や妨害行為
- (3)宗教、ネットワークビジネス勧誘を目的とした入会

(運営メンバー)

第9条 本会は、次の運営メンバーを置き、会の運営をおこなう。

- (1)総合プロデューサー 金井みさき
- (2)プロジェクトリーダー 力武あこ 山崎玲美
- (3)キャプテン 星野俊江 田中かおり 押江優花 柏崎未来 村杉あおい

(規約の順守)

第10条 メンバーは、本規約を承認し、守ることに同意するものとする。

(準拠法と合意管轄裁判所)

第11条 本契約の準拠法は、日本法とする。また、本規約に関する紛争の管轄裁判所は横浜地方裁判所とする。

附 則

この規約は、2017年10月3日から施行する。